



## 妊娠と出産

# 産前、産後休業、育児休業

妊娠がわかったら、家族や職場の人と今後のことを話し合ひましょう。妊娠中や産後の一定期間は、医師の指導に基づき必要とされた時差通勤や勤務時間の短縮などを職場に配慮してもらうことができます。育児休業は両親のどちらがとるのかなど、長期の育児計画も立てておきましょう。

また、妊娠の定期健診や出産には「保険」又は「医療保険」が適用されませんが、各医療保険者から給付金や助成金を受けることができます。なお、4か月(85日)以後に死産や流産をした場合でも、支給対象となります。

## ●産休・育休について

お問い合わせ | 鳥取労働局雇用環境・均等室 P29

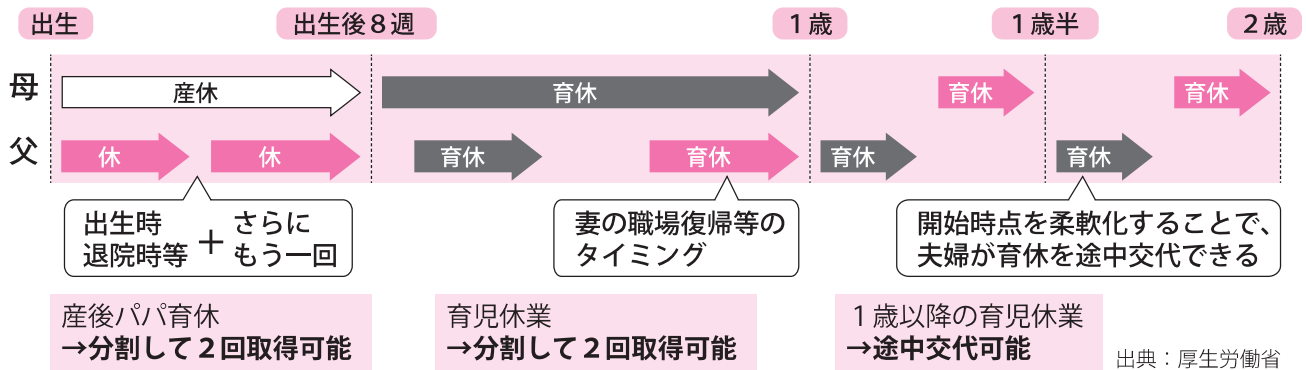
事業主による妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇、退職の強要、不利益な異動、減給、降格などの不利益な扱いは法律で禁止されています。また、事業主に対し、上司・同僚からの妊娠・出産・産休・育休などに関する言動により、妊娠・出産・産休・育休などをした労働者の就業環境を害するといったハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

### 産前産後休業

産前産後休業、いわゆる「産休」は、働く妊婦は会社の規模などに関係なく、誰でも取得できます。産前休業は申請により出産予定日の6週間前(多児の場合は14週前)から、産後は申請なしで8週間の休業を取得することができます。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、医師が支障ないと認めた業務につくことは可能です。職場の担当者を通じて事業主に申請します。 ※各労働基準監督署(P29)でも問い合わせできます。

### 育児休業

母親の産後休業のように、父親も出産後8週間以内に4週間(2分割可能)「産後パパ育休」が取得できます。また、育児休業は、父母ともに子どもが1歳になるまで取得できます(2分割可能)。保育所に入所できない場合などは1歳6か月(再延長で2歳)まで延長できます。収入は、雇用保険加入等の条件を満たすと、休業前の賃金の67%(181日目以降は50%)が支給される他、社会保険料も免除となります。 ※勤務先や雇用形態によって異なります。



## 育児短時間勤務・残業・深夜勤務の免除と時間外労働の制限

会社は、3歳未満の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度(1日原則6時間)を設けなければならないこととなっています。また、子どもが3歳に達するまで残業免除の措置を受けることができます。さらに子どもが小学校就学前までは、深夜勤務の免除や一定の時間外労働の制限を事業主に請求できます。職場の担当者を通じて事業主に申請してください。

### 子の看護休暇

小学校就学前までは、1年に5日(子どもが2人以上いる場合は10日)まで病気、けがをした子どもへの看護や、子どもに予防接種、健康診断を受けさせるために休暇を取得できます。取得は、1日又は時間単位でできます。職場の担当者を通じて事業主へ申請してください。

## 育児時間

生後1年未満の子どもを育てる母親は、授乳、搾乳、育児などのために、1日2回各々少なくとも30分ずつの育児時間を請求することができます。時間帯や有給が無給かは、勤務先の就業規則等によります。

お問い合わせ 各労働基準監督署(P29)